

様式第2号（第7条関係）

処分基準整理票

処分の内容	蓮田駅西口行政センターの利用許可取消し等		
根拠法令及び条項	蓮田市蓮田駅西口行政センター設置及び管理条例第9条第1項		
処分基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第 号に該当）		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）		
	<b>【内容】</b> （※処分基準を公表する場合のみ記載すること。） 蓮田市蓮田駅西口行政センター設置及び管理条例第9条第1項及び第12条別紙のとおり  蓮田市蓮田駅西口行政センター設置及び管理条例施行規則第15条別紙のとおり		
処分基準設定年月日	令和3年 4月 1日	処分基準最終変更年月日	年 月 日
所管部署	総務部 総合窓口管理課		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。

【別紙】

蓮田市蓮田駅西口行政センター設置及び管理条例

(利用の条件の変更、停止及び許可の取消し)

第9条 市長は、利用権利者が次の各号のいずれかに該当するとき、又はセンターの管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) 第7条第3項の規定による条件に違反したとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) 不正な手段によって利用の許可を受けたとき。

蓮田市蓮田駅西口行政センター設置及び管理条例

(立入りの禁止等)

第12条 市長は、センター内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれがある者の立入りを禁止し、又はその者に対し、センターからの退去を命ずることができる。

蓮田市蓮田駅西口行政センター設置及び管理条例施行規則

(遵守事項)

第15条 センターを利用する者は、センターの職員の指示に従い、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外で、飲食又は喫煙をしないこと。
- (2) 危険又は不潔な物品を持ち込まないこと。
- (3) センターの壁、柱等に貼り紙をし、又はくぎ等を打たないこと。
- (4) センターの設備等を許可された利用目的以外に使用しないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理運営上支障をきたすような行為をしないこと。